

しおかぜ

No.334 2019 9月号

- 藤沢税務署の人事異動7月10日発令……………2～3
会員増強月間ご協力をお願い……………4
第106回 税金よもやま話
『消費税率の引き上げに伴う
印紙税の取り扱いについて』……………6
第32回「知って得する？」社労士の独り言
『民法改正による労働基準法の賃金等請求権の
消滅時効改正等の影響について』……………7
2019年度下期分口座振替のお知らせ……………9
地域の会員企業紹介……………10
おじゃましました♪会員訪問
Vol.27 株式会社さんこうどうさん……………11

署

長に山口氏

藤沢税務署の人事異動

7月10日発令

藤沢税務署の定時異動が7月10日発令され、藤沢佳文署長は勇退され、新署長に税務大学校から山口雅伸氏が着任されました。法人課税部門では繪柳ふみ副署長は留任されました。また、法人課税第1部門統括国税調査官は異動となり、新たに鎌倉税務署より下田義和氏が着任されました。

今後は、法人会の様々な事業にご臨席いただきますので、会員企業の皆様には是非とも法人会事業にご参加いただき、交流を深めていただければと思います。

主な異動は3頁のとおりで、新体制がスタートしました。

着任の御挨拶

藤沢税務署長

山口 雅伸



秋涼の候、公益社団法人 藤沢法人会の皆様方には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で藤沢税務署長を拝命し、税務大学校から転任してまいりました山口でございます。

川上会長をはじめ、藤沢法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「消費税軽減税率制度説明会」をはじめとします税に関する研修会や講習会などの開催、「租税教室」・「税に関する絵はがきコンクール」等の租税教育の推進、「税を考える週間」協賛講演会や「地域のお祭り」などでの税の広報活動等を通じまして、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に大きく貢献されておられます。

さらに、「防犯用電話自動応答録音アダプター」の寄贈、「新品タオル・石鯨寄付運動」、「海岸清掃ボランティア活動」など、地域の皆様方を対象とした社会貢献活動にも積極的に取り組んでおられ、皆様方の活動は、税務行政の円滑な運営と地域社会の繁栄に欠かすことのできない大きな役割を果たしております。

法人会の皆様方の熱意ある活動に対しまして、心より敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化が急速に進展し、大きく変化しております。

このような環境の中、私どもは、「適正・公平な課税と徴収の実現」に向け、国民の皆様方からの理解と信頼を得られるよう、納税者の皆様方の利便性の向上と事務の効率化を図っていくために最善の努力をしております。

本年10月から消費税率の引き上げと同時に実施されます「軽減税率制度」につきましても、事業者の皆様方に制度の内容を十分に御理解いただき、準備を円滑に進めていただけるよう、周知・広報等に取り組んでまいります。

藤沢法人会の皆様方におかれましては、引き続き、e-TaxなどのICTを利用した申告と納税に取り組んでいただくとともに、「消費税の軽減税率制度」の円滑な導入につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、公益社団法人 藤沢法人会のみならずの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

藤 沢 税 務 署 の 主 な 人 事 異 動

【 新(留)任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	前 任 地
署 長	山 口 雅 伸	税務大学校 総合教育部 主任教授
副 署 長 (法 人)	繪 柳 心 み	留 任
副 署 長 (総 務)	野 城 卓	東京国税局 徴収部 機動課 総括主査
副 署 長 (個 人)	小 田 桐 忠 良	留 任
総 務 課 長	河 村 真 紀	練馬西税務署 総務課 課長
税 務 広 報 広 聴 官	加 藤 光 久	留 任
税 務 広 報 広 聴 官	笥 晶 子	東京国税局 調査第二部 調査第11部門 主査
特別国税調査官(法人)	大 澤 義 之	川崎西税務署 総務課 課長
特別国税調査官(法人)	茂 野 俊 郎	大森税務署 法人課税第3部門 統括国税調査官
法人課税第1部門統括官	下 田 義 和	鎌倉税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
法人課税第2部門統括官	佐 川 勝 巳	芝税務署 審理専門官(法人課税事務(源泉所得税)担当)
法人課税第3部門統括官	相 良 健 一	留 任
法人課税第4部門統括官	嶋 原 光 夫	留 任
法人課税第5部門統括官	白 谷 雄 一	留 任
法人課税第6部門統括官	平 澤 由 美	留 任
連 絡 調 整 官	福 原 昌 義	四谷税務署 法人課税第4部門 上席国税調査官
法人課税第1部門上席調査官	西 村 有 史	留 任
法人課税第1部門調査官	中 澤 奨 也	留 任

【 転 任 】

(敬称略)

職 名	氏 名	赴 任 地
署 長	藤 沢 佳 文	勇退
副 署 長 (総 務)	大 月 一 吉	東京国税局 徴収部 特別機動国税徴収官(特整横浜中サテライト)
総 務 課 長	鈴 尾 泰 彦	渋谷税務署 総務課 課長
税 務 広 報 広 聴 官	瀧 澤 麗 子	東京国税局 課税第二部 法人課税課 実務指導専門官
特別国税調査官(法人)	上 野 真 粧 樹	東京国税局 査察部 査察第26部門 統括国税査察官
特別国税調査官(法人)	片 山 誠 仁	川崎南税務署 特別国税調査官(法人)
法人課税第1部門統括官	太 田 光 俊	神田税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
法人課税第2部門統括官	高 野 雅 伸	緑税務署 法人課税第2部門 統括国税調査官
連 絡 調 整 官	根 岸 和 之	平塚税務署 法人課税第4部門 統括国税調査官



繪柳副署長



下田1統括



西村上席



中澤調査官

9月1日より12月31日まで会員増強月間です 会員皆様のご協力をお願い申し上げます。

組織委員長 横山 貢



法人会は地域の経営者が集い、懇親や情報交換を中心とした活動によってお互いの事業を発展させることができる貴重な団体です。我が藤沢法人会では、会員の事業発展に寄与すべく活発な研修事業や交流事業を実施しております。

私達会員は、その活動を衰退させないために組織の維持を推進せねばなりません。

会員の増強による法人会の活発化こそ、私達の事業発展に欠かせないものと思っております。

さて、本年の目標は「各支部あたりの法人数に応じた配分による目標設定」とさせて頂きました。

また会員維持につきましても、増強と同様に重要

な課題となっております。

各支部に於かれましては、研修・親睦事業の実行等により、会員維持に関する方策をご検討頂ければ幸いです。

組織委員会におきましては、来る9月5日 湘南クリスタルホテルに於きまして「新入会員歓迎会員懇談会」と称し、ここ数年間に入会された新会員の皆様を歓迎・ビジネス交流の場を設け、また、支部長がそれぞれ会員増強計画に関する決意表明を行って頂くことで、会員増強月間の目標達成に向け、勢いをつけていければと考えております。

また、今年度も9月から12月に入会された場合は令和2年3月までの会費を免除し、入会して頂きやすいよう配慮して参ります。

様々なメリットと有益な情報の集まる法人会へ、是非ご入会をお薦め頂きたく存じます。

会員増強月間(9月～12月)展開中!

みなさんも新しい会員をご紹介下さい!!

会員増強月間中に加入勧奨による入会で勧奨者には記念品と、支部目標を達成した支部には報奨金を贈呈いたします。※詳細につきましては下記をチェック!!

個人の特典

- 1件以上の加入勧奨による入会で、記念品を贈呈。
また、成績上位の方には、表彰状をお渡しします。
- ☆記念品は、6月に開催する本部総会の席上で、贈呈いたします。

支部・地区の特典

- 支部 6件の達成で30,000円
- 地区 1件あたり 5,000円
- 支部目標達成 30,000円
- ☆報奨金は、1月に開催する理事会の席上で、贈呈いたします。
- ☆各支部目標については事務局に確認願います。

※賛助会員の入会も勧奨による入会で上記カウントに含めます。

会員懇談会開催のお知らせ

組織委員会では、会員相互の交流や情報交換を目的に会員懇談会を開催いたします。

法人会のメリットでもある“異業種交流”を利用し、同業種の集まりには無い、いつもと違った空間を感じてみませんか?

名刺交換等で人脈を広げ、企業発展の一助になれば幸いです。

日時：令和元年9月5日(木)
午後5時00分～同6時30分
場所：湘南クリスタルホテル
会費：3,000円

詳細は <https://fujisawahojinkai.or.jp/> でご確認ください。

消費税率の引き上げに伴う印紙税の取り扱いについて

いよいよ10月から、消費税率が10%に引き上げられます。これに伴い、契約等において、新たに課される消費税額分を増額するため、変更契約書等を作成される方も多いのではないのでしょうか。

今回は、その引き上げに伴う契約書における印紙税の取り扱いについてご紹介したいと思います。

1 契約書等の記載金額

印紙税法では、次の文書に、消費税額等が区分記載されている場合、又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである場合には、消費税額等は記載金額に含めません。

- 不動産の譲渡等に関する契約書（第1号文書）…但し、記載金額が1万円未満は非課税
- 請負に関する契約書（第2号文書）…但し、記載金額が1万円未満は非課税
- 金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）…但し、記載金額が5万円未満は非課税

なお、「消費税額等が区分記載されている」とは、その取引に当たって課されるべき消費税額等が具体的に記載されていることをいい、次のいずれの場合も該当します。

- 請負金額1,080万円 税抜価格1,000万円 消費税額等80万円
- 請負金額1,080万円 うち消費税額等80万円
- 請負金額1,000万円 消費税額等80万円 計1,080万円

また、「税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が明らかである」とは、その取引に係る消費税額等を含む金額と消費税額等を含まない金額の両方を具体的に記載していることにより、その取引に当たって課されるべき消費税額等が容易に計算できることをいい、次の場合が該当します。

- 請負金額1,080万円 税抜金額1,000万円

2 変更契約書における印紙税の取り扱いについて

印紙税法では、「重要な事項」を変更する変更契約書についても課税の対象としています。区分して記載されている消費税額等の変更についても「重要な事項」に該当します。そのため、この場合の変更契約書についても、課税文書となります。

仮に、新たに課される消費税額分のみを増額するため、請負契約書の契約金額を変更する変更契約書を作成する場合に、消費税額等が区分記載されていて、請負契約書に記載された契約期間内のものであるときには、請負契約書の記載金額には変更がないため、この変更契約書は記載金額のない2号文書に該当し、200円の印紙税が課されることとなります。

では、具体例を見てみましょう。

- ① 請負の変更契約書において、「変更前の契約金額1,080万円（うち消費税額等80万円）を変更後1,100万円（うち消費税額等100万円）に変更する。」と記載した場合
変更前の請負契約書が2号文書に該当し、新たに課される消費税額分のみを増額するために、請負契約書の契約金額等を変更するものであるため、記載金額のない2号文書に該当することとなります。
- ② 請負の変更契約書において、「変更前の契約金額108千円（うち消費税額等8千円）を変更後110千円（うち消費税額等10千円）に変更する。」と記載した場合
変更前の請負契約書が2号文書に該当し、新たに課される消費税額分のみを増額するために、請負契約書の契約金額等を変更するものであるため、記載金額のない2号文書に該当することとなります。ただし、消費税額増額分（2千円）が1万円未満のため、非課税文書となります。

この機会に、全ての契約書の確認・整理等を行うのも良いかもしれません。

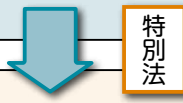
「知って得する?」社労士の独り言 第32回

民法改正による労働基準法の賃金等請求権の消滅時効改正等の影響について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

民法の特別法である労働基準法では、賃金や労災補償の請求権は2年、退職金の請求権は5年で消滅する時効を定めています。この消滅時効が定められた時の民法が廃止され、2020年4月から、「権利行使できることを知ったときから5年、権利行使ができることから10年すると消滅する」との新たな規定が施行されます。この民法改正に合わせて労働基準法の時効規定を見直すべく、厚生労働省では2017年12月に専門家による検討会を設置し議論してきたことを7月1日に論点整理して公表し、早急に一定の結論を出すとしています。

現行の民法の規定（第174条） 【原則】 債権は、10年間行使しないときは消滅（客観的起算点） 【例外（短期消滅時効）】 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権は、1年間行使しないときは消滅	改正後の民法の規定（2017年6月に成立） ・簡素化・統一化のため、使用人の給料等に係る短期消滅時効は廃止した上で、債権は以下の場合に消滅 ① 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき（主観的起算点） ② 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき（客観的起算点）
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p style="text-align: center;">特別法</p> <p style="text-align: center;">現行の労働基準法における賃金等請求権の消滅時効（第115条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金、災害補償、その他の請求権は2年間行使しないときは消滅（客観的起算点） ※2年の理由：労働者にとって重要な請求権の消滅時効が民法の1年ではその保護に欠けるが、10年では使用者には酷すぎ、取引安全に及ぼす影響も少なくないため ※退職手当の請求権は5年間（昭和62年に法律改正） ※その他の請求権：年次有給休暇、災害補償の請求権等 賃金台帳等の書類は3年間保存しなければならない
<p>労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）（時効）</p> <p>第115条 この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する。</p>

【公表された論点整理（抜粋）】

1. 賃金等請求権の消滅時効の起算点、消滅時効期間について

<ul style="list-style-type: none"> 消滅時効期間を延長することにより、企業の適正な労務管理が促進される可能性等を踏まえると、将来にわたり消滅時効期間を2年のまま維持する合理性は乏しく、労働者の権利を拡充する方向で一定の見直しが必要ではないかと考えられる。 ただし、労使の意見に隔たりが大きい現状も踏まえ、消滅時効規定が労使関係における早期の法的安定性の役割を果たしていることや、大量かつ定期的に発生するといった賃金債権の特殊性に加え、労働時間管理の実態やそのあり方、仮に消滅時効期間を見直す場合の企業における影響やコストについても留意し、具体的な消滅時効期間については引き続き検討が必要。 新たに主観的起算点を設けることとした場合、どのような場合がそれに当たるのか専門家でないとならず、労使で新たな紛争が生じるおそれ。 ※ 現行の労働基準法の解釈・運用は、客観的起算点に統一。

2. 年次有給休暇、災害補償請求権の消滅時効期間について

<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇の繰越期間を長くした場合、年次有給休暇の取得率の向上という政策の方向性に逆行するおそれがあることから、必ずしも賃金請求権と同様の取扱いを行う必要性がないとの考え方でおおむね意見の一致がみられる。 仮に災害補償請求権の消滅時効期間を見直す場合、労災保険や他の社会保険制度の消滅時効期間をどう考えるかが課題。

実務上の影響は、仮に労働基準法の時効が5年となれば、今まで以上に未払い賃金の請求が多くなるでしょう。単純にみて時効が2年から5年になれば請求金額は2.5倍となり、今まで未払い賃金の請求を躊躇していた方も請求される方が増えると予想できます。

中小企業における2020年4月の労働時間規制、労働基準法の時効改正（予想）、2023年3月中小企業の60時間を超える時間外労働の割増賃金にかかる猶予期間の終了。7月31日には中央最低賃金審議会は2019年度の神奈川県の最低賃金を、1,011円とする方針を発表しました。働き方改革と相まって中小企業の経営環境はますます厳しさを増しています。

労働基準法は時間で賃金を支払うよう定めています。今後企業の自衛・対応策としては、働き方改革を名目に自社の殻を破って、時給を意識した新たなルール、顧客、サービスを聖域なく見直すことが必要だと考えます。ピンチはチャンスとも言われています。難しいですが自社の生き残りをかけて、勇気をもって働き方改革ほか改正労働法に挑戦していきましょう。

役員への質問

- ①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤最近出来るようになったことは?
 ①藤沢東支部、第5地区長 ②株式会社和田屋 ③和田庄治 ④中古品、宝石買取・販売
 ⑤合成ダイヤモンドの鑑別マニュアル作成

法人会の事業

6/21金

参加人数25名

藤沢西支部ゴルフ大会 (芙蓉カントリー倶楽部)



- 1位 柿崎 修氏 (株)田村工務店
- 2位 渡邊富士雄氏 (株)フジアート
- 3位 堀内 昭彦氏 (株)田舎本陣



6/27木

参加人数16名

藤沢南支部税務研修会 (藤沢法人会館)



藤沢南支部が主催する税務研修会では、(株)プランニングファイブの中江氏をお招きし、“平成31年度税制改正の影響について「後継者への事業承継を後押しする改正と配偶者居住権や遺言制度の改正により相続税にどのように影響するのか」と題し研修会を行いました。

6/27木

参加人数40名

藤沢東支部ボウリング大会 (江の島ボウリングセンター)



- 1位 山本 浩氏 (株)細野運送
- 2位 国井 俊宏氏 (有)国井製作所
- 3位 小山 徹朗氏 (株)さんこうどう

7/19金

参加人数35名

藤沢北支部ボウリング大会 (湘南とうきゅうボウル)



- 1位 井上 龍氏 (株)鈴機商事
- 2位 田中 勝司氏 (賛助会員)
- 3位 長谷川圭一氏 (株)長谷川土建

7/26金

参加人数44名

藤沢南支部ボウリング大会 (江の島ボウリングセンター)



- 1位 廣瀬 隆氏 (株)宝製作所
- 2位 増川 博久氏 (株)幸友ホーム
- 3位 高崎 久成氏 (株)鶴沼昭電社

8/6火

参加人数46名

寒川支部ボウリング大会 (寒川セントラルボウル)

〈男性〉

- 1位 菊地 哲也氏 (有)湘南ライン
- 2位 小此内一男氏 (株)湘南ユニテック
- 3位 久保田哲也氏 (株)湘南ユニテック

〈女性〉

- 1位 太田 尚子氏 (株)湘南ユニテック
- 2位 根来 吉氏 (株)張替工業
- 3位 佐藤 明美氏 (株)西湘土木

8/7水

参加人数26名

青年部会主催セミナー (藤沢法人会館)



青年部会が主催する税務・経営セミナーでは、清和総合法律事務所の岸本寛之弁護士をお招きし、“社長(経営者)の相続が揉める!「会社や家族で揉めないためにできること」と題し、研修会を行いました。

医療百話

湘南藤沢徳洲会病院 院長 宗像博美



糖尿病の食事・運動療法

●厚生労働省の「2016年国民健康・栄養調査」によれば、糖尿病が疑われる成人の推計が2016年に1,000万人に上りました。2012年の調査と比較して50万人増加しています。一方、発症に至らない糖尿病予備群は1,000万人になり、2012年時よりも100万人減少しています。糖尿病治療の3本柱は食事療法、運動療法、薬物療法です。今回は食事療法と運動療法についてのお話です。

●糖尿病の食事療法

1. ポイントは次の6つです。

- ①腹八分目。②食品の種類はできるだけ多く。③脂肪は控え目に。④食物繊維を多く含む食品(野菜、海藻、きのこなど)を摂る。⑤朝昼晩の3度の食事は規則正しく摂る。⑥ゆっくり、よく噛んで食べる。

2. エネルギー摂取量(kcal)=標準体重(kg)×身体活動量(係数*)

*身体活動量(kcal/kg標準体重)の目安:①軽い労作(デスクワーク/主婦など)は25~30。

②普通の労作(立ち仕事が多い職業)は30~35。③重い労作(力仕事が多い職業)は35以上。

●糖尿病の運動療法

1. 運動療法開始前に運動しても大丈夫か、制限が必要な場合はどの程度の運動が安全かを確認する必要があります。次の場合、運動を制限するか、禁止します。①コントロール不良な場合(空腹時血糖値が250mg/dl以上、または尿中ケトン体が中等度以上陽性)。②増殖性網膜症による新鮮な眼底出血を認めるとき。③腎不全状態(血清クレアチニン値が男性2.5mg/dl以上、女性2.0mg/dl以上)。④虚血性心疾患や心肺機能に障害がある場合。⑤急性感染症。⑥糖尿病性壊疽。⑦高度の糖尿病性自律神経障害(立ち眩み等)がある場合。⑧骨・関節疾患があり、専門医が当該運動療法を勧めない場合。

2. お勧めの運動は「散歩や体操などの、会話ができる程度の軽い運動を1日30分以上。頻度は毎日が基本、最少でも1週間に3日以上」が望ましいとされています。

(1)運動の種類:①有酸素運動(歩行、ジョギング、水泳など。インスリン感受性の増大効果がある。年齢に関係なく行える。)及び②レジスタンス運動(スクワット、腕立て伏せ、腹筋など。筋肉量、筋力の増加が期待できる。高齢者には実施が難しい。)があります。

(2)適切な運動の強度:50歳未満の場合は1分間の心拍数が100~120拍の範囲までの運動、50歳以上の場合は1分間の心拍数が100拍以内の運動が基本です。

(3)適切な運動負荷量:歩行の場合は1回15~30分で1日2回の運動量が適切です。

(4)100kcalを消費する運動と持続時間(体重60kgの場合)

①軽い運動(散歩や軽い体操など)の場合は30分。②やや強い運動(ウォーキングなど)の場合は25分。③強い運動(ジョギングなど)の場合は10分。*1万歩の歩行は160~240kcalのエネルギー消費に相当します。

2019年度下期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

□口座振替契約の皆さまへ

2019年度下期(2019年10月1日~2020年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌でのご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

*領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:2019年11月15日

□口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

役員への 質問

- ①所属支部、法人会での役職 ②会社名 ③氏名 ④業種 ⑤法人会はどこなところ?
- ①茅ヶ崎北東支部、厚生委員 ②有限会社古宮工務店 ③古宮竹澄 ④不動産業 ⑤会社の交流場所

地域の会員企業紹介

有限会社湘南サウンドオフィス

業種 音楽事務所
事業内容 究極のオーダーメイド・生演奏のご提供
 一人ひとりの人生に寄り添って、その方に
 相応しい音楽をご提案させていただきます。
 ハープを中心とした、コンサート、冠婚葬祭、
 福祉施設、病院、イベント（国際ハープフェス
 ティバル）等への奏者の派遣・企画業務。



代表者 八木 健一
住所 藤沢市片瀬 2-4-11
電話 0466 (29) 5736
FAX 0466 (29) 5737
URL [http:// www.shonan-sound.com/](http://www.shonan-sound.com/)
メール ken@shonan-sound.com
F B <https://www.facebook.com/shonansound>

湘南社労士事務所

業種 社会保険労務士業
事業内容 ①労働保険（雇用保険・厚生年金等）の
 書類作成、および手続代行
 ②労務・経営相談をお受けします。
 ③就業規則等の諸規定の作成・変更
 ◆会員の皆様よりのご連絡をお待ちしております
 ので、お気軽にご連絡願います。日時を調整の
 上、お伺いし、初回のご相談は納得ゆくまでご
 説明いたします（初回ご相談は無料です）。

代表者 茂木克美
 （特定社会保険労務士）
住所 茅ヶ崎市平和町 6-16
電話 0467 (33) 4585
携帯 090 (9843) 0986
FAX 0467 (33) 4585
URL <http://www016.upp.so-net.ne.jp/ecol-plan/>
 *湘南社労士事務所で検索。
メール shonan-sr_0327@biz.so-net.jp



湘南茅ヶ崎健康料理教室 GreenCooking-ABE

業種 料理教室 出張講師 他
事業内容 **社員の健康は、企業が守る時代！社員教育に食育を！**
 *教育機関、企業などの食育講座講師
 （社員の健康寿命を延ばし、生涯働ける身体作りの講座等）
 *販促、顧客サービス向け料理講座、菜膳講座講師
 *健康と食にまつわる講演会講師（かながわ食育フェスタ等）
 *健康料理メニュー提案・レシピコンテスト審査員等
 *食と健康についての執筆活動



代表者所持資格
 栄養士・料理学校協会教員資格師範1級
 食育インストラクター講師・かながわブランドコンダクター
 フード&ヘルススペシャリスト・国際菜膳食育師特級師範
料理教室概要
 ・神奈川県未病改善協力団体加盟事業所
 ・全国料理学校協会加盟校
 ・NPO 日本食育インストラクター協会養成推進校
 ・東日本初 フード&ヘルス協会認定校
 ・かながわブランドサポート店 等
 *菜膳・食育・調理技術・健康と食の資格を授与できる認定校
仕事（食・医療・介護・教育・美容・健康全般の職種）のスキルアップ目的の教室
 *健康メニュー付きレンタルセミナー会場の提供（食事付き会議など）
 *レンタルキッチン（試食販売会など）



代表者 阿部 富美
住所 茅ヶ崎市共恵 1-2-18
 ともえ桜ビル 301
茅ヶ崎南口駅前徒歩 1分
電話 080 (5673) 5422
URL <https://www.greencookingabe.com/>
 ←
メール abecook@mx1.ttcn.ne.jp



会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回（奇数月）に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！
 企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

- 会報広告掲載は、
- カラー全面（裏表紙） → **30,000円**
- カラー全面（中 頁） → **20,000円**
- カラー半面（中 頁） → **10,000円**
- カラー1/3面（中 頁） → **5,000円**
- カラー1/4面（中 頁） → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申し込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

- チラシ広告封入は、**A4サイズ1枚10円**（税込）
- ※封入枚数分事前にご用意下さい。
- ※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。（指定がない場合は全域（約3500件）となります。）

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444



おじゃましました♪ 会員訪問

vol.027 湘南の印刷総合会社「さんこうどう」さん



▲旧国道一号線(藤沢宿商店会)。青い看板がひときわ目を引く。



▲藤沢市の行事やイベントほか神社仏閣関係の仕事も請け負う。



▲投資対効果を考え、提案し企画制作・納品を総合的にお手伝いしています。

広告ツールの企画・制作・納品を総合的にお手伝い

「さんこうどう」の創業は明治18年、今年で134年を迎える印刷業の老舗です。「30年前に父の後を4代目として引き継ぎましたが、父も私も短気で、顔を合わせるたびに喧嘩になるので、仕事の会話は筆談(交換日記)でした」と、当時を振り返る代表の川上彰久さん。

平成20年に「三光堂印刷」から「さんこうどう」へと社名を変更。チラシ・パンフレット、ポスター、封筒・名刺、広報誌・情報誌などの印刷関連業だけでなく、看板や横断幕などの販促ツールやキャラクター、ロゴ、ホームページの作成、企画デザインに至るまで、幅広い分野で提供し続けています。最新設備が整う

「さんこうどう」は、お客様のニーズに応え、ワンストップでサービスをお届けするのが強みです。

「本来人見知りなのですが、役職を受けることで人脈が広がり、一人では得られないたくさんの経験を積むことができました。とくに印刷組合の理事長時代には多くを学びました」と川上さん。

藤沢地区警察官友の会会長も務め、市民の安心安全を確保してくれている藤沢警察署署員の皆さんを物心両面で応援しています。さらに今年6月、藤沢法人会第10代会長に就任するなど、複数の役職を兼務し、地域貢献に力を注いでいます。「活気ある藤沢を、今後もさらに盛り上げていきたいと思ひます!」



「ご縁も笑顔も
藤沢法人会から」
藤沢法人会の新しい
キャッチコピーです!!

▲「さんこうどう」代表。藤沢法人会新会長の川上彰久氏。平成9年に理事就任。平成27年6月に副会長に就任した。



創業当時(明治18年)の社屋



▲明治18年創業。湘南・藤沢で134年の歴史と実績をもつ。

株式会社 さんこうどう

住 所：神奈川県藤沢市本町1-3-33

☎：0120-3510-13

TEL：0466-27-2511

FAX：0466-27-2513

事業内容：オフセット印刷全般・
デザイン・企画

<http://www.sankodo.net>

法人会の福利厚生制度

創設50周年プレキャンペーン(2019・2020年度)



想いをつないで50年 「会員企業を守りたい」



AIG 損保
ケネス社長

全法連
松崎専務理事

全法連
小林会長

全法連
阿部厚生委員長

大同生命
工藤社長

アフラック
古出社長

【2020年度末到達目標:加入企業数41万社(3制度合計)】

「1社でも多くの会員企業を守りたい」という制度創設時の理念のもと、
加入企業数の増加をめざしましょう!

